

昌子の広場 第47報 小林昌子議会情報

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@yahoo.co.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



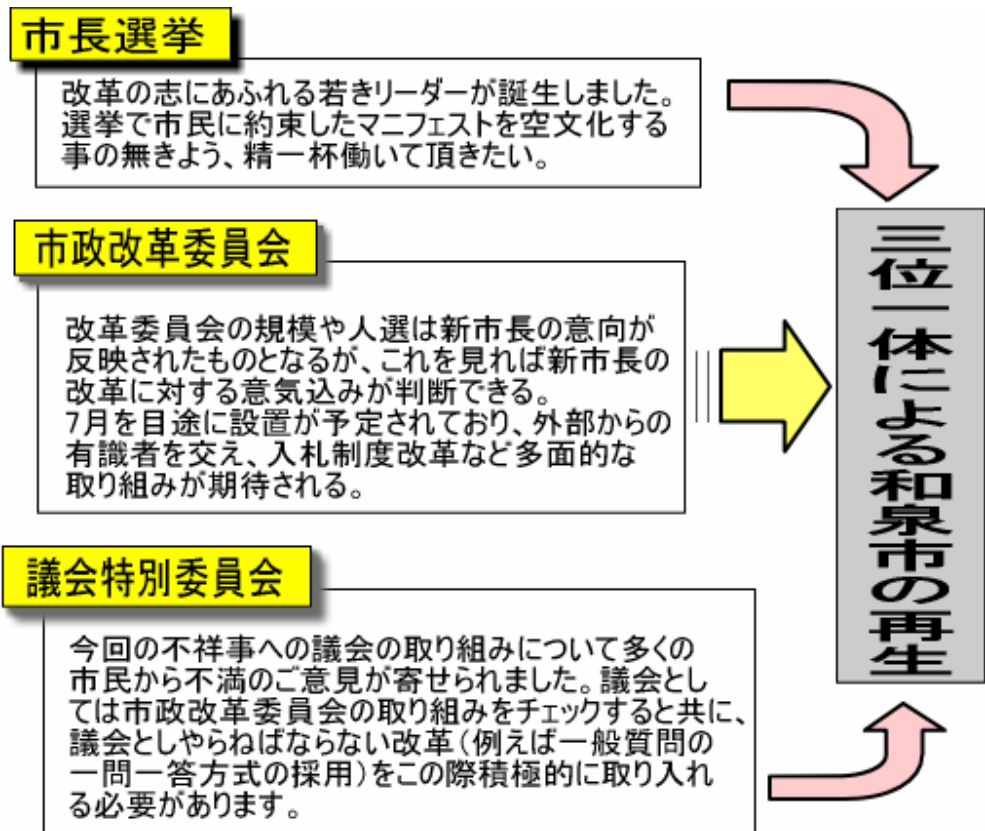
目次	
・いよいよ始まる和泉市の改革	P1
・互助会の住民監査請求の監査結果出る	P2
・住基ネット、汚職防止マニュアル	P3
・昌子の広場	P4

**新市長誕生・和泉市の改革始まる
互助会の住民監査請求の監査結果出る
住基ネットに違憲判決・裁判を傍聴**

いよいよ始まる和泉市の改革！新市長決まる

不祥事に揺れた和泉市の改革が今スタートしました。先頃の市長選挙でまれに見る激戦のうえ井坂新市長が誕生しました。競争入札妨害容疑で市長の逮捕から始まった和泉の混迷は、市長・助役の辞職という未だなかった不名誉な事態に発展し、この間市民の皆様はあまりの市政の腐敗に深い失望を覚えられると共に落胆されたことでしょう。新市長は市民の皆様のご信頼を回復すると共に、財政を始め山積する多くの重要な課題を克服し、新しい和泉市を作る極めて重い責務を背負っての船出です。議会・職員共々新市長の下に改革を果敢とあるものにするため、今立ち上がらなければなりません。

選挙一口メモ
 ・気になる低投票率
 今回市長選の投票率は42.91%で市民の半分も選挙に行っていません。前回の市長選は国政選挙と同一実施のためか61.13%で今回は20%近くも少ない。この傾向は新興住宅地でより顕著で、国政レベルでは関心があるが、市政レベルでは関心が低いのか諦めがあるのか、何れにしても大きな問題です。
 ・市議補選の無効票の多さ
 補選の無効票は5609票と驚くべき数字。市長選の810票に比べて異常さが際立ちます。



住民監査請求の監査結果出る！ 監査委員の意見まとまらず両論併記

私が大阪府市町村職員互助会の退会給付金の支給は違法として起こしていました、住民監査請求の監査結果が和泉市から6月17日付けで通知がありました。

監査委員の意見合意に達せず

結果は二人の監査委員の意見がまとまらず、それぞれの意見を付した監査結果が送達されました。

まとまらなかったと言うことは棄却では無いが、勧告でもないということで和泉市には何らの影響も及ぼさない結果となりました。従って当初予定通り住民訴訟に訴えるつもりです。

画期的な監査意見でる

しかしながら今回の監査結果は画期的で、私の主張に沿った「監査請求に理由がある」とした監査委員の意見が出ました。二人の監査委員のどちらの方の意見かは容易に想像出来ませんが、勇気ある監査の姿勢に敬意を表します。今までの互助会の退会給付金を巡る住民監査請求では、殆どが行政追従の監査意見で、監査制度自体に疑問を感じさせる監査結果でした。

意見の違いはどこから出たのか

今回の全く相反する監査意見が出たのは、結局の所高額の退会給付金の支出を、形式的に合法か否かを判断する姿勢と、実態に即して判断する姿勢の違いによってもたらされたものと言えるでしょう。

< 請求に理由がないとした意見は >

自治法第204条の2は地方公共団体が法律及び条例に基づかないで職員に給与その他の給付を支給することを禁じているのであって、社団法人である互助会が会員に対して行なう給付はこれに直接抵触するものでない。

< 請求に理由があるとした意見は >

給付内容が福利厚生事業として社会的相当性を有すると認められるかによって、その給付のための補給金が違法と位置付けられるかが評価されることとなる。

本件給付は高額であり、給付の一部を職員が在職中に一定の掛金を負担しているとはいえ、その給付のための補給金の額は、掛金から充当される額を大きく上回っている。そうすると、本件給付は、法的に定められた退職手当及び共済年金に実質的な上乘せを図るためになされているものと見ざるを得ず、退会給付金に補給金が充当されている部分については、福利厚生事業として社会的相当性を欠く違法なものといわざるを得ない。

要するに支給されている退会給付金が実質的な第2の退職金か否かが判断の分かれ目となっている。

違法としなかった監査委員からも和泉市に注文一方違法としなかった監査委員も付帯意見として和泉市に次の3点を注文した。

退会給付金(現在は、退会饒別金)及びそれ以外の給付事業についても、今日の社会情勢を反映した見直しを図るよう関係機関に働きかけること。

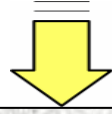
現在、市が直接事業を実施する立場にないが、補給金を支給している者として、時代に見合った福利厚生事業となるよう見直しを図るとともに、会員と事業主の負担の割合を社会的に相当と認められるものに改め、早期に実施されるよう要請すること。

現在、最高裁判所に上告されている互助会に対する訴訟の判決によっては、必要な措置を講じなければならないこともあるので、その際は速やかに対応すること。この注文はこの制度は違法とまでは言えないが問題が多く、早急に改善を和泉市に要請したものと理解できる。

退会給付金のおさらい

互助会から元気回復のためと称して正規の退職金以外に退職者に支給(半分以上が自治体からの補助金)
今年の和泉市職員退職者の退会給付金

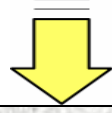
支給額	最高	846万円
	平均	498万円



退会給付金は実質的なヤミ退職金として、私が
4月22日住民監査請求



6月17日今回の監査結果が出る



住民訴訟提起へ



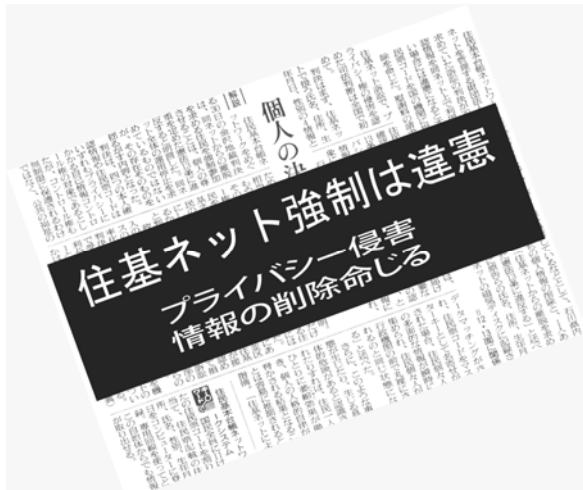
住基ネット違憲判決出る 強制参加はプライバシー侵害

石川県金沢地裁は「住基ネットからの離脱を求めている原告らの本人確認情報を同ネットで利用することは、プライバシーの保護を保障した憲法13条に違反する」との判断を下しました。逆に名古屋地裁は「住基ネットはプライバシー侵害を容易に引き起こすような危険なシステムではない」として原告の請求を棄却しました。

二つの地裁で異なる判断

二つの地裁で全く異なる判断が出たこととなります。

判断が異なった要因は本人確認情報の重要性をどう見る



かとプライバシーと住基ネットの利便性をどう考えるかです。金沢地裁は本人確認情報はいずれも、提供・利用の可否を本人が決められる「自己情報コントロール権」の対象で、憲法13条(個人の尊重)が保障する権利の要素であり、利便性についてもプライバシーの権利を犠牲にしてまで達成すべき必要性は無いと判断。

一方名古屋地裁は本人確認情報は秘匿を要する程度は高くなく、住民の利便性を確保するのに有効。

市民の皆様はどのようにお考えでしょうか。

議会で再三にわたり問題を指摘

和泉市の住基ネットについて私は議会で再三に渡りその問題を指摘し続けています。役所は主体的な判断を全く行わず、国の方針に盲従してこの問題のあるシステムを続けています。

住基カードの発行枚数も低迷、市民のほとんどは無関心です。その裏で情報漏えいの危険と維持コストだけが増加しています。

住基ネット裁判を傍聴

6月16日大阪地方裁判所で行われている住基ネット差し止め請求訴訟の原告の一員として終日裁判を傍聴しました。今回は各市町村の運用責任者の証人尋問でした。

今回の尋問で分かったことは、

住基ネットの効果は定量的な効果の把握が成されておらず、現時点では殆ど現れていないと言えること。

住基ネット一口メモ

住基ネットは平成15年8月に稼働を開始

氏名、住所、性別、生年月日の個人4情報と住民票コードと付加情報を保有しており、全国をネットワークで結び、どこからもこの情報が検索可能となっている。

住民票の広域公布などの利便性が謳われている。

しかしながら、同時に希望者に公布される住基力1ドの発行枚数は和泉市の場合全人口の約0.3%、全国平均では0.4%と低迷。広域公布件数も数百件で市民から全く無視されたネットワークである。

一方、これらの個人情報の流出の危険と共に多額の税金がこれに投入されている。和泉市だけでも導入に伴う一時費用に5300万円、運用費は人件費を除いて年間500万円がかかっている。

ずさんな入退出管理(出勤簿のようなものと証言あり)や業務委託についても委託先を十分吟味したか定かでなく、委託契約も一時は存在していない所もあった事等々から本来なさねばならないセキュリティ確保が決して十分と言えない事が分かりました。

和泉市汚職防止マニュアル策定

今回の一連の不祥事対策として和泉市は汚職防止マニュアルを策定し、職員に教育を行いました。

この中に次のような一文があります。

汚職をなくすために

関係業者等から金品をもらうのが法に反する行為であることは、公務員ならば誰でも知っています。それにもかかわらず、汚職、とりわけ収賄等の報道が後を絶たないのは、「こんなことくらい」、「この程度ならば」という甘い考え方が抜けないからだと考えられます。汚職を根絶するためには、職務はもちろん、日常生活においても公私のけじめをはっきりさせ、職員としての自覚と誇りを持って行動しなければなりません。また、出退勤時間を明確にすることや、職務専念の義務、秘密の保持など職員として守るべき服務規律

に従い、市民の不信や疑惑を招くことのないよう特に注意をしていかなければなりません。



公務員として、公務員の家族としての

自覚と、とらなければならない行動

汚職防止マニュアル

いろいろの字のようなことですが肝に銘じて欲しいものです。

仲田前助役退職金を辞退

先号の会報でお知らせしました仲田前助役が退職金を辞退しました。

私が市に確認した時点では通常の自己退職として辞職を受け付け、退職金も支払うつもりでありました。私は病氣退職は口実で本当は市長への謝礼金の件が報道され、それを受けて辞職せざるを得なくなったもので、市政に対する不信感を増大させ公務員の体面を著しく傷つけた責任は極めて大きく、退職金の支給は市民感情からも受け入れられないと強く申し入れました。

これに対し市は法的に問題ないか顧問弁護士と相談しているとの事でしたが、本人からの辞退で問題が決着した形になりました。

本人の判断は当然ですが、市はこのような不祥事の続発する事態の中で一度は漫然と退職金の支給を決めた事は危機管理のレベルが十分でないことを露呈したものです。

- 6/7 包括外部監査勉強会
- 6/8 大阪地裁へ、市政相談会
- 6/10 市長選応援
- 6/11 短歌の会、信太山丘陵の自然を考える会
- 6/12 市長候補出陣式
- 6/13 環境部会、膜ろ過方式について意見聴取、和泉中央駅草抜き
- 6/14 信太学園ボランティア、市長候補個人演説会
- 6/15 市長候補個人演説会
- 6/16 住基ネット裁判傍聴、市長候補個人演説会
- 6/17 和泉中央駅花壇草抜き、市長候補個人演説会
- 6/18 市長選挙応援
- 6/20 会派会合、膜ろ過について聞き取り
- 6/22 大阪地裁へ裁判傍聴、市政相談
- 6/23 生協地域別総代懇談会、小地域ネットワーク会議
- 6/24 議員全員協議会
- 6/25 環境くらぶの榎尾川清掃、辻久子リサイクル
- 6/26 ダム定例会、国民投票法・フランスの事情
- 6/27 じゃんけんポン会合、議運
- 6/28 信太学園ボランティア
- 6/29 事務所運営委員会

「市民オンス和泉（仮称）」結成を準備

今回の互助会の監査請求は和泉市では10年ぶりであったそうです。和泉市では市民が行政に直接働きかける事が比較的少ないように思われます。そこで、市民の目で無駄な税金が使われていないか等の行政を監視する団体の結成を準備しています。

たくさんの皆様の参加を期待しています。会則などが整いましたら又ご案内させていただきます。

昌子の広場

一時休止します。ホームレスの方への衣類提供

衣類提供に多くの皆様のご協力を頂き、十数回釜ヶ崎に衣類をお届けして参りました。今回受け入れ団体より、衣類の倉庫が満杯で当分受け入れが難しいとの連絡がありましたので、衣類提供のお願いは一時休止させていただきます。又条件が整いましたらお願いいたしますので、その節はご協力宜しく願います。



昌子の日記

- 6/1 住民監査請求行政側陳述傍聴、事務所運営委員会
- 6/2 子育てサロン
- 6/4 環境くらぶ、万葉講座、市長候補市政懇談会
- 6/5 信太山観察
- 6/6 街づくり意見交換

<事務所行事> いずれも小林昌子事務所で

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626
事務所 TEL 0725-53-4451
(事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

- ・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)
- いづれも午後2時より 参加費1,300円(3回分)
- ・35回 6/4(土) 万葉の恋歌 - 初恋・相思相愛の恋(済み)
- ・36回 7/9(土) 万葉の恋歌 - 職場の恋・片思いの恋
- ・37回 9/10(土) 瀬戸内の船旅 - 牛窓～鞆の浦～風速の浦

ちぎり絵

- ・講師 西原志満子さん
- ・7月13日(水)13時～16時
- ・材料費実費 参加費無料



パソコン講座(参加費無料)

- ・毎週 木、土曜日 14時から約2時間
- ・パソコンが初めての方もどうぞ遠慮なく。初めてこられる方はご連絡下さい

市政相談会

- ・第2、4水曜日 20:～21:30
- この時間帯で都合のよい時間にお越し下さい